

会議録	
1 名称	第10期第7回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和5年9月21日（木）午前10時～12時00分
3 開催場所	男女共同参画推進センター 第1・2研修室
4 出席者	〔第10期審議会委員〕 石原和哉、猪瀬理恵、岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、長田智之、小幡亨、金子寿子(オンライン)、小泉博久、櫻木晃裕(学識経験者・オンライン)、下島真希(オンライン)、白石美知子、神保恵一、宮地明子 〔参考人〕 駒崎弘樹、丹藤翠、羽生有希、丸山真由 〔区側〕江東区長、総務部長、男女共同参画推進センター所長、人権推進課長、男女共同参画担当係長、管理係長、管理係員、長寿応援課長、住宅課長、建築調整課長
5 議題	1 江東区版パートナーシップ制度の策定について 2 その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1 江東区版パートナーシップ制度（素案）概要 資料2-1 江東区版パートナーシップ制度（素案） 資料2-2 江東区版パートナーシップ制度（素案）新旧対照表（変更箇所抜粋） 資料3 江東区男女共同参画条例の一部改正案（たたき台）の概要 資料4 江東区男女共同参画条例の一部改正案たたき台 資料5 江東区男女共同参画審議会（令和5年8月7日開催）指摘事項と対応（案） 参考1 第10期第6回江東区男女共同参画審議会議事録 参考2 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版 ※終了後回収。

	参考 3 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）※終了後回収。 ○第10期第7回江東区男女共同参画審議会名簿／席次表 ○意見シート ○「特定非営利活動法人フローレンス」：資料 ○「選択的夫婦別姓法制化・全国陳情アクション」メンバー：資料
8 摘要	欠席 委員 2 名（古谷英恵、松山亜紀） 傍聴者 1 名

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【所長】 定刻となりましたので、第10期第7回江東区男女共同参加審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本審議会の定足数でございますが、8名となっております。委員定数15名のうち、本日の出席委員は、会場10名、オンラインは3名、合計13名となります。欠席は2名です。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

また、本日の傍聴希望の方は1名となっております。既に傍聴者にはお席についていただいておりますので、御報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中閲覧用でございますので、お帰りの際には資料は机の上に置いたままお帰りください。

なお、本日は、記録のため録音させていただいております。恐れ入りますが、議事記録上の都合上、御発言の際はマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

また、本日、委員が変更になりましたので、御紹介いたします。区立中学校PTA連合会中学校の代表で、源川委員から石原委員に変更になりました。

それでは、石原委員、一言自己紹介をお願いいたします。

【委員】 おはようございます。ただいまご紹介に預かりました区立中学校PTAの連合会長を務めさせていただいています石原と申します。何分不慣れな会議ですので分からないことが多いのですが、自分なりに考えていることや、思ったことがありましたら発言させていただきたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

【所長】 ありがとうございました。

また、本日は、区から木村江東区長、長寿応援課長、住宅課長と建築調整課長が出席させていただいております。

続いて、本日の会議資料について確認させていただきます。机上に配付させていただいておりますけれども、まず「次第」。次に、資料1「江東区版パートナーシップ制度概要」と、資料5「江東区男女共同参画審議会指摘事項と対応」ですが、こちらは事前に送付しておりましたが、恐れ入りますが差し替えのほうをお願いいたします。

次に、右上に参考１と表示のある「第１０期第６回江東区男女共同参画審議会議事録」、次に、左上に参考と表示のある「男女参画ＫＯＴＯプラン２０２１」概要版と本書、こちらが参考２、３となります。次に、「第１０期第７回男女共同参画審議会名簿」で、裏面が席次表になっております。次に、意見シートです。次に、「江東区「あたらしい家族」制度（仮）の御提案」とあります資料。次に、「円滑的夫婦別姓法定化・全国陳情アクションメンバー」資料と表示がある資料。

さらに、皆様にお持ちいただいた資料１及び資料２－１、資料２－２、資料３、資料４、資料５は、机上のものと差し替えをお願いいたします。なお、資料２と３の「男女共同参画ＫＯＴＯプラン２０２１」の概要版と本書につきましては、会議後、事務局が保管いたしますので、机に置いたままお帰りください。

資料の不足している方はいらっしゃいますか。

それでは、開会に先立ち、木村江東区長より御挨拶をいただきます。

【区長】皆様、おはようございます。江東区長の木村弥生でございます。この４月、第６代江東区長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、江東区男女共同参画の審議会に、お忙しい中、御参加ありがとうございます。江東区版パートナーシップ制度について皆様に御議論いただき、そして、江東区がパートナーシップを、ＬＧＢＴ等の皆様はもとより、男女も含めてのパートナーシップ、そして、ファミリーシップというものをたたき台として提案をしているところでございます。

参考人としてお二人にお話を伺いますが、お一人は、選択式夫婦別姓についての参考人です。選択式夫婦別姓は、国の法律ですので、区で変更できるものではありませんが、今回、事実婚よりもさらに踏み込んだパートナーシップという点で、お話を伺いたいと思います。

そして、お二人目は、認定ＮＰＯ法人フローレンスの駒崎さんです。家族というのが、果たして明治時代からの家父長制のことを伝統的家族というのか、しかしながら、その場合には、例えば万葉集の時代、江戸時代、いろんな意味での家族という概念について、今、これから人口減少社会、少子化の中で、兄弟がいない、肉親だけを家族とみなすのか。これから多死社会、超高齢社会の中で、独居高齢者が非常に増えてまいります。こういった中で、少しでも孤立死、孤独死といったことを何とか防ぐ、よりつながりのある国に、社会にしていくという点で、江東区から何か提案できない

かというところで、駒崎さんのお話を伺い、ぜひ皆様からの忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

いずれにしても、これまで生きづらさを抱えていた人たちが、みんなが尊厳を持って、そして、暮らしやすい社会にしていくために江東区からできることを共に進めてまいりたいと思います。

本日は最後まで出席できませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

【所長】木村区長、ありがとうございました。

次に、本日の予定です。議事1は、「江東区版パートナーシップ制度の策定について」、議事2は「その他」でございます。以上、議事は2点でございます。

議事の前に、参考人の方を御紹介いたします。参考人の方には、後ほど議事の中で御挨拶をお願いしますが、先に御紹介をいたします。

まず、お一人目が、認定NPO法人フローレンスより駒崎弘樹さん。お二人目が、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションに所属の丹藤翠さん。続きまして、前回から御出席いただいております、クロスオーバー・こうとうの羽生有希さん。一般財団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会の丸山真由さん。参考人の皆様方、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

なお、参考1として前回の第6回審議会議事録を作成しております。本日の議事において意見がなければ、議事録を確定させていただきます。

また、前回の第10期第6回の概要と意見シートについて、御説明いたします。始めに、第6回審議会の概要でございます。第6回審議会では、開会後に前回の審議会の概要と意見シートについて御説明し、議事の1「江東区版パートナーシップ制度の策定について」説明いたしました。この審議会で行いただきました御指摘や意見につきましては、後ほど議題の中で、対応を含めて御説明いたします。次に、議事2「その他」は、事務局からの連絡事項でございました。

それでは、この後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事1 江東区版パートナーシップ制度の策定について

【会長】皆さん、おはようございます。それでは、早速、議事に入りますが、まず、議事の1「江東区版パートナーシップ制度の策定について」です。先ほど所長から御紹介

がありましたが、最初に参考人のお二人から、御挨拶とパートナーシップ制度に対する御意見を、お一人10分程度でお願いいたします。

【参考人】皆さん、おはようございます。「こども達のために、日本を変える」、認定NPO法人フローレンスと申します。江東区のパートナーシップ制度に関する意見をお伝えさせていただきたいと思います。

私は江東区出身で、江東区の小学校を卒業しておりますので、この江東区で制度提案に関われること、大変うれしく思っております。

フローレンスの簡単な自己紹介ですが、国内最大規模の認定NPO法人でございます。こどもたち、そして、日本の親子を助けるということを、この20年続けてまいりました。江東区ではおうち保育園という小規模な保育園や、みんなのみらいをつくる保育園という認可保育園、また、障害児保育園ヘレンという重度の障害のあるこどもたちをお預かりする保育園など行っております。そうした立場から、こどもや親子が幸せになれるような社会制度というものを提案してまいりました。

さて、今回、このパートナーシップ制度について私どものほうから、「あたらしい家族」制度を御提案させていただきたいと思っております。あたらしい家族制度というのは、パートナーシップ制度を、ある種、バージョンアップするような考え方です。性愛に基づいたパートナーに限らない、より柔軟な家族の形というのを実現していこうというものです。このパートナーシップ制度は、同性パートナーシップ制度という形で日本では導入されてきましたが、それを越えて、異性、もしくは友人同士でもこのパートナーシップを結ぶことが可能にするとしてはいかがかと思っております。素案では、異性同士で可能ではありますが、さらにそれを越えた形を提案させていただきたいと思っております。

同性カップルだけではなく、異性カップルでも、このパートナーシップを望んでいる方は、かなりいらっしゃいます。異性の方もパートナーシップ制度を利用できる自治体は、まだ僅かですけれども首都圏にもあります。

一方で、各自治体において異性カップルの比率というのは、実は意外に高く、異性カップルにもニーズがあるということが分かります。また、制度の利用は、全員が区民であるということを必須条件にすると、拠点居住が進んでいる現状に対応できないという部分がありますので、この区民要件を、両方ではなくて、どちらか1人にするということが使い勝手の良い制度にするポイントだと思っております。コロナ後、

2 拠点居住者が増えてきていますので、住民票の住所が違ったとしても、区民要件を柔軟にすることが大事ななと思っております。

さらに、パートナーシップ制度のバージョンアップ版である「あたらしい家族制度」に関して、メリットをつけていく必要があると思います。それは、結婚と同等にしていく、すなわち公営住宅に入居できるようになる、医療に関する同意ができるようになる、あるいは、福利厚生が受けられるようになる、そうした形でメリットをつけていくというのはすごく大事だと思っております。

今回、我々が強調したいと思っているのが、2 人だけではなくて、3 人でも可能にするということです。

まず、既存のパートナーシップで想定されているのが、このパートナー、2 人です。ですが、「あたらしい家族」制度の場合は、3 人ということを認めてはいかにかと思っています。これは、高齢者の孤立防止というものにつながっていきます。どういふことかと申しますと、高齢者の集住というものを促進していくということが成し得ると思っています。

資料にあります『ルームメイツ』という作品ですが、高齢になった女性や、先立たれた女性たちが一緒に住んで、新しい家族として支え合うというような漫画ですが、こうしたことが、これから非常に必要になっていく時代になります。これを、「あたらしい家族」制度、発展版パートナーシップ制度によって担保していけるのではないかと考えております。

また、パートナーシップ制度は、全国で実施されていますが、江東区がこれからパートナーシップを策定していくときに、他の自治体の後追いになってしまうのではなく、新しい価値を、新しい文化をいち早く率先して体現していくというようになっていけたら良いのではないかと考えています。

異性も利用可能な自治体は首都圏にもありますが、居住要件が外れている、もしくはどちらかでも良いという自治体は 7 自治体ありますが、高齢者のルームシェアを促進するような、2 人以上の、3 人でも可能という自治体はまだないです。ですから、これは江東区が初めて全国に先駆けて提案できる制度になると思っております。

中高年になってから、新しく家族を作っていきたいというようなニーズというのは昨今でも、非常にあると感じております。

ベルギーやオランダでは、c o h a b i t a t i o n、法定同居制度というものが

実現されています。こうしたものがあることによって、ある種、結婚しなくても一緒に住めるというようなことが担保されています。婚外子の出生率も非常に高くなっているのは、こうした法律婚以外の集住の仕組みを担保しているからなのです。

なぜ、この「あたらしい家族」制度が必要なのかと言うと、日本の高齢社会の深刻な進行があります。高齢社会が非常に深刻に進行しているのですが、さらに上乘せして厳しい状況にあるのは、独居世帯が増えているということです。つまり、ソロ高齢社会が進んでいるということが、この問題を大きくしています。ソロ高齢社会においては、行政コスト、社会保障費は増大し、より現役世代の負担が重くなってくることがあります。ですから、高齢者同士が助け合って一緒に住むということが非常に重要になってきます。

例えば、3人で住めば家賃は3分の1で済みますし、日常生活でも助け合えますし、あるいは、精神的に孤立してしまう、孤独になってしまうということも避けられていくわけです。ですので、独居の高齢者世帯にアウトリーチしていくというよりも、格段に行政コストというものが低減できるということがあるわけです。高齢者同士一緒になって住むということを後押しするような制度が必要です。そのために、このパートナーシップ制度をバージョンアップさせて、高齢者同士でも一緒になって住めるというような形にしていくというのは、実はこの日本の超ソロ高齢社会化というものに対するある種の備えになるというように感じております。

江東区でパートナーシップ制度をバージョンアップするのであれば、こうした来るべき高齢社会に対して備えをできるという制度というものをつくっていくべきなのではないでしょうか。若者層にとっても、選択的夫婦別姓なども実現できるという意味で良いという部分があります。中高年にとっても良い制度にしていくということが非常に重要なのではないのでしょうか。みんなのために良い制度にしていくということを、この江東区で実現できないかと思っております。ぜひ3人でも大丈夫だということを素案に盛り込んでいただけたらと思っております。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの参考人の方、よろしくお願いいたします。

【参考人】 おはようございます。今、この会議に上がっているのは、どちらかというと同性の話が主体になっています。私は、別姓で結婚したいです。しかし、同性婚も別姓

婚も、今の日本の法律ではできません。認められているのは、別性であって、かつ、同姓にした人たちだけです。

江東区では、パートナーシップ制度を検討しているところですが、この問題を何とかしたいという前向きな思いでいらっしゃるところは歓迎しておりますが、法律と同等の婚姻ではないということで、まだまだ問題は残ると思っておりますが、それは、また次の問題です。

私は42歳のときに、46歳のパートナーと出会いまして、一緒に生きていこうと決めました。結婚しようという話になりましたが、婚姻届を出すためには、どちらかが姓を変えなければなりません。銀行口座、証券、保険、資格免許、著書、著作の著作名、講演記録、クレジットカードやメンバーカード、スマホの中に登録している様々なものにも、自分の名前のものがたくさんあります。それらを含めた全部を変えるということで、諦めました。この資料の中に、他にも名前を変えたくない理由が書いてありますので、見ていただければ幸いです。

その後、法的な婚姻を諦めた15年間の間にあったことを、3つお話ししたいと思います。エピソード1。パートナーの両親が亡くなったときには、勤め先に1週間忌引を取ることを伝えてお休みしましたが、職場に戻りましたら、婚姻関係にない人の親が亡くなった場合はら忌引ではないと言われました。また、婚姻関係であれば頂ける弔慰金も、頂けませんでした。

エピソード2です。一緒に住んで数年後に、2人の共同名義でローンを組んで家を購入しようと思ったのですが、婚姻関係にない2人はローンを組めず、銀行からは全て断られました。私の名義で購入をしましたが、管理組合の役員は、所有者しかないので、パートナーにはなる権利がありません。そして、もし私が、今日、帰りにどこかで死んだら、パートナーには居住権がないので路頭に迷います。

エピソード3です。パートナーの勤続30年で、慰労金と1週間のお休みをもらえというタイミングがありましたが、夫婦の場合の満額はもらえず、単身者として半額を頂きました。結婚披露宴に上司が参列していても、結婚しているとは認められない。そういう日本の仕組みになっています。

今までは多少の金銭的な損で済んでいます。これからもっと年を取っていく、あるいは、これから大地震が起きるかもしれないといった中で、大きなけがや事故や病気ということがあるだろうと思っております。そのときに、パートナーと私は、お互い

に手術の同意書や、あるいは、面会謝絶になったときに、家族ではないから面会できないと言われることもあるわけです。パートナーシップ制度があれば、少なくとも、江東区の病院に入れば、もしかしたら家族と認められて、死に目に会えるかもしれない、そういうことは期待しています。

本来は、法律に多様性が認められるべきだと思っています。多様性を認める法律を法制化してくださいという要望書を、この選択的夫婦別姓法制化・全国陳情アクションで文案を作っています。これを、この会議の参考資料として事務局に提出したいと思います。

最後に、この制度の書類を見させていただいて御意見を申し上げます。この資料に朱書きを入れて事務局に渡していますので、後で審議をしていただきたいのですが、大きいことだけ言います。

まず、私の勤務先では、この10月に男女共同参画室という名前を、D&I、ダイバーシティ・インクルーズと替えます。多様性を包括するという意味だと思いますが、男女という、まるで対立軸のような、相反するような言葉ではなくて、多様性を認め合うということを意識させる、表現する言葉として採用されています。男らしくとか女らしくから感じるステレオタイプのイメージは、もう時代遅れです。

素案の「制度の概要」にある文章についてですが、この対案を読み上げます。「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、多様性が尊重され、価値観や生き方の様々な違いに理解のある社会を促進し、現行法の下での婚姻関係を結べないパートナーの2人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度とする」というふうに変えれば、その後にたくさん出てくる「性別にとらわれず」、「性」、「性別等」、「性自認」、「性表現」、などは一切不要です。性別にとらわれずと言えば言うほど、そこにとらわれている心の本音が現れると思います。

お渡ししている資料は、他にも選択的夫婦別姓がなぜ30年も塩漬けにされてきたのか、よく分からないということがよく分かる内容になっています。ぜひお読みいただければと思います。ありがとうございました。

【区長】この後、公務がございましてここで退席をいたします。参考人の方のお話から、今までの審議会とはまた違った、いろいろな視点を取り入れたいと思います。今、何を時代に求められているのかということもきちんと把握しながらやっていければと思います。

今回、行政側から長寿応援課長、住宅課長、建築調整課長が出席させていただいておりますが、住まいというところも含めて、どのような提案ができるのかということと一緒に考えていきたいと思っておりますし、先ほど参考人から、江東区が初めての試みになるのではないかという話がありましたが、異性も含めて、そして、こどもも含めてのファミリーシップとすることは、恐らく江東区が初めてになるかと思います。

こういったことも一緒に議論していただけたらと思います。ここで失礼をいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

【会長】 区長、ありがとうございました。

【副会長】 今、説明いただいた参考人お二人の意見や理由は明確で分かりましたが、事務局かどなたかが話をまとめて確認をしないと、同じ共通認識を持てていないと、議論が、解釈が拡散してしまうと正しくいかないのでは、まとめをお願いします。

【会長】 資料5を見ると、要望に対する対応みたいな形でまとめた部分はあったかと思いますが。

【副会長】 その要望の部分と理由の部分が、混迷としているので、今回、理由のことをお聞きしたので、条令に何をしたいかというところだけを包括して言っていたほうが、より正確に議論が進むので、まとめをお願いします。私の理解と事務局の理解が違うかもしれないし、双方で理解が違う可能性が結構あると思うので、まとめていただいて軸を決めない限り、せっかく参考意見を出していただいたのが、議論が拡散するだけになってしまうので、お願いします。

【所長】 今回のパートナーシップ制度は、いわゆるパートナーという婚姻と同等のお二人で、そこを中心に、さらにそのパートナーのお子さんと親御さんというような関係、ここを制度とするというようなものです。これを、認定NPO法人フローレンスからの御意見としては、今回のパートナーシップ制度をさらに発展させて、3人なり、もしくは恋愛感情に関係なく、共同的にやっていく制度にしたいというお話だったかと思いますが。確認ですが、今回の制度で入れたいということなのか、将来的にそういう制度についてバージョンアップすべきであるということなのか、いかがでしょうか。

【参考人】 今回、進めていただきたいと思っております。パートナーに、こどもも加えてファミリー、複数人ということなのであれば、これは大人でも良いとすれば良いだけなので、ある種の拡張家族を、大人3人でも大丈夫とすれば実現できると思いますので、今回、ぜひ取り入れていただけたらと思います。もし、今回このような制度がで

できれば、日本で初めて「あたらしい家族」の制度になり、日本の新しい家族像というものの先駆けになるかと思います。

アメリカのマサチューセッツ州でも、こうした複数人の家族というのを担保してこういうような条例が出来始めているので、そういった形を日本で初めて、この江東区で実現していただけると良いと思いますので、御検討いただけたらと思います。

【所長】複数人の広げた形を望むというが、今回のポイントということでしょうか。

【参考人】複数人は、3人というところから、まずは設定していただけたら良いかと思います。

【所長】続きまして、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの方からは、多様性を尊重するということで、婚姻関係を結べないパートナー2人、事実婚を含めた形でパートナーシップ制度を要望するということでしょうか。

【参考人】性に限定しない表現に変えてほしいと思っております。

【所長】こちらの案では事実婚まで含みますので、性、性別にこだわらない形、表現も含めてでしょうか。

【参考人】はい。

【所長】分かりました。ありがとうございます。

お二人に意見をまとめまして確認させていただきましたが、皆さん、いかがでしょうか。

【会長】それでは、区の江東区版パートナーシップ制度の策定について、事務局から説明いただいて、それをたたき台にして、今回のお二人の参考人や、前回からご出席いただいている参考人お二人の意見も参考にして、議論したいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

【所長】それでは、制度の説明の前に、前回御要望のありました、条例の一部改正案を資料にしてありますので、そちらの御説明から入りたいと思います。

資料3と4を御用意ください。

それでは、資料3を御覧ください。資料3の中で、文章に下線がある箇所につきましては、現条例と違う部分を表しております。資料3は概要になりますので、細かい前の条例との比較については、資料4を御覧いただければと思います。

それでは、まず、「資料3（1）条例改正の趣旨」ですが、男女共同参画条例を一部

改正し、男女のジェンダー平等を基本として、性の多様性からさらに価値観や生き方の多様性を認める社会の推進を図るため、改正するものでございます。

条例の名称は、「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」といたします。

「(2) 条例の名称」は、「江東区男女共同参画条例」を「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」に改めます。

次に(3)ですが、全文をとおして、「男女」「性別」「男女共同参画社会」の3つの語句について、改めてまいります。

(4) 前文についての改正です。資料4の1ページから2ページにかけて全て記載してありますが、「(1) 条例改正の趣旨」と同様に、男女のジェンダー平等を基本とし、性の多様性からさらに価値観や生き方の多様性を認めるものとするための改正を行っております。

次に、(5) 第2条(定義)については、①は、第1項第1号の「男女共同参画社会」を「男女共同参画及び多様性を尊重する社会」と改めて、多様性を認める社会の促進を図る内容に改めております。

②の「性別等」の定義を第2号とし、③の「パートナーシップ」の定義を第6号とします。裏面の2ページを御覧ください。続きまして、④の「ファミリーシップ」の定義を第7号として追加しております。

次に、(6) 第3条「基本理念」についてです。資料4では3ページになります。第1項第1号を男女のジェンダー平等を基本に、多様性の尊重を含めたものにしております。第3条のその他の条文は、語句の改正となっております。

続きまして、(7) 第4条「差別的取扱い等の禁止」については、語句の改正と、第5号と6号にLGBT等の方への差別的取扱い等の禁止の条項を追加しております。

(8) 第9条の2「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、第9条の2第1項に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設ける条項を追加し、第2項に、詳細は規則で定めることを規定しております。この詳細は、本日も御審議いただく制度の内容を規則として定めるものです。

(9) 第14条「相談の申出」は、相談体制については、現在、男女共同参画以外の相談についても、今後受けることになることから、いわゆる相談員ではなくて、相談窓口の設置について規定に改めるものでございます。

続きまして、頂いた前回の審議会での意見による御指摘や御意見の対応について説明をいたしたいと思います。前回いただいた指摘や御意見は、本日の資料に反映しております。資料の5を御覧ください。

項番1は、区内在住についてですが、区のサービスへの活用を考慮する等により、区民を対象とします。ただし、同居は要件としません。

項番2は、戸籍についてですが、婚姻に際しても、戸籍謄本の提出は必要で、事務手続き上も未婚の確認や、親や子の氏名の確認を行うため、必要書類とします。申請者1名であれば、抄本でも可能ですので、「手引き等」では、ていねいにご案内して行きます。なお、内容は謄本でも同様です。

項番3は、外国人カップルについてですが、外国人も対象としますので、戸籍に代わる証明書類を提出願います。

項番4は、差別禁止についてですが、条例には、「差別的取扱いの禁止」条項があり、多様性に対応する改正の中で、対応する予定であります。

項番5は、周知に関するご要望ですが、引き続き職員・事業者等への研修や講座等による周知を行い、本制度の証明書等の活用に関する協力を働きかけてまいります。

項番6は、理解の促進についてです。本制度の「位置付け」に、「多様な生き方を認める社会の理解促進」について明記しました。

項番7は、性別や性自認、性的指向、性別表現についてです。条例等の定義や禁止事項に、明記する予定です。

項番8は、対象の表現についてです。ご指摘を踏まえ、様々な理由で、婚姻していない方を、事実婚と捉える表現に変更しました。なお、婚姻と同等の関係にない友人同士等の関係については、今後の課題とし、今回は対象としておりません。

項番9は、定義と要件についてです。ご指摘を踏まえ、整理いたしました。

項番10は、パートナーシップ宣誓制度の対象拡大についてです。今回の制度設計では、婚姻と同等の関係のパートナーの二人とし、友人や知人等による協力関係については対象としません。対象の拡大については、引き続き検討してまいります。

項番11は、ファミリーシップ宣誓制度の対象拡大についてです。今回は、パートナーのお二人の、お子さんと親御さんまでを、対象とします。なお、ファミリーシップ宣誓をした後にパートナーの一方が死亡した場合、ファミリーシップ継続の申請があ

れば、ファミリーシップを継続できる制度とします。

項番12の1つ目は、「婚礼関係にない」との表現についてです。ご意見を踏まえ、変更しますが、「夫婦別姓を希望するため、婚姻を認められない事実婚」以外の様々な理由で婚姻していない事実婚の方も含むため、「現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できるものとする。」と改めます。

項番12の2つ目は、「法的効力」に関する表現です。表現については、権利、義務、保護を含め、「法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。」と改めます。

項番13は、見直しについてです。規則等は必要に応じて改正しますので、期限は記載しません。

項番14は、必要書類の住民票についてです。ご意見を踏まえ、必要書類を「住民票の写し」または「住民票記載事項証明」とし、必要項目を住所、氏名、生年月日とします。

項番15は、通称名についてです。ご意見を踏まえ、通称名を希望する場合、区が交付する証明書や証明カードに戸籍名を表記しないこととします。

項番16以降につきましては、資料を送付後に寄せられたご意見ですので、本日の審議会でのご指摘・ご意見と合わせて、整理してまいります。

項番16は、「性別等にかかわらず」「性」「性別」という言葉の取扱いについてです。意見を踏まえ整理してまいります。他自治体の同性パートナーシップ制度との対象の違いを明確に説明するために、必要な個所には使用してまいります。

項番17は、「婚姻関係にない」との表現についてです。本制度は、「夫婦別姓を希望するため、婚姻を認められない事実婚」以外の様々な理由で婚姻していない事実婚の方も含むため、表記のとおり修正します。

項番18は、定義の「性別等」についてです。用語の定義ですので、明記が必要と考えております。

項番19は、「婚姻と類似する」という表現についてです。ご意見踏まえ、整理してまいります。

項番20は、「制度の対象者の要件」についてです。「婚姻していない」は、民法の「重婚の禁止」(第732号)に相当する規定となりますので、明記が必要と考えております。

次に、これに基づいて、パートナーシップ制度の素案について、御説明をしたいと

思います。

それでは、資料1の制度の概要を御覧ください。2ページ目以降は、制度の新旧対照表になりますので、そちらを御覧ください。

まず、「1 制度の名称」は変更がございません。「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とします。

「2 制度の位置付け」は、「婚姻関係にないパートナーの二人が地域の中で」を、「性の多様性が尊重され、価値観や生き方など、様々な違いに理解のある社会を促進し、婚姻関係にないパートナーの二人やその親族が家族として」に変更しております。

「3 制度の特徴」としては、①の中黒の詳細説明をまとめまして、「性別等にかかわらず、LGBT等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できる」といたしました。

②の説明を簡略化し、「パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、併せてファミリーシップの宣誓をすることができる」といたしました。

「4 制度の仕組み」ですが、(1)では「受理」を「受領」に替えて、全体を通して同様の変更をしております。

(2)では、これも全体を通しての変更ですが、「パートナーシップ」は「～の関係をいう」と定義していますので、「パートナーシップの関係にある」を「パートナーシップにある」といたしました。

最下段には、前回欄外にありました「法的権利や義務が発生するものではない」という文章を、ここに掲載しました。表現についても、「法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない」としています。

「5 制度の効果等」は、変更ございません。

3ページ目を御覧ください。「6 手続き等」です。定義のファミリーシップについて、カッコ内の説明を要件の項目へ移しております。

「(2) 制度の対象者の要件」の、①パートナーシップ宣誓制度の要件に、「婚姻に類似するパートナーシップである」を追加しました。これについては、先ほどの御意見を踏まえ、今後、整理を考えていきたいと思っております。

②のファミリーシップ宣誓制度につきましては、二人の親族を子と親とし、子と親の要件を定義から移しております。

11月にパブリックコメントを行い、本日の審議会での御指摘、御意見を含み制度

内容を提示した上で、次回の審議会には制度の答申案としてお示しする予定を考えております。以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

資料1に「現行」と書いてありますが、現行で出来ているものではなくて、その前に区がたたき台として作ったという表現でしょうか。「現行案」と言うと、現行で既に施行されていると勘違いされると困りますので確認です。

【事務局】「現行」という記載ですが、前回、第6回の審議会のときにお示ししてあります資料という意味でした。その右側に「修正案」とありますのは、第6回から今回修正したという意味で記載しておりました。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

【会長】それでは、ただいまの所長の説明、それから、参考人の方に対する質問や意見など、自由に議論を進めたいと思います。

発言の際には、手を挙げて、お名前をおっしゃって発言してください。それでは、いかがでしょうか。

【委員】最初に、参考人のお二方の意見、大変興味深く聞かせていただきましてありがとうございます。最初の参考人の方からの配付資料の11枚目にあります、メリット2のところ「新規性のアピールが可能」というところで、まだどこの自治体もやっていない、今回、江東区で制定すれば全国初ということで、そういうことが可能になって出来るのであれば、私も委員として携わることができてすごく嬉しいと思います。

やはり少子高齢化の中で選ばれる区となったときに、こういうものが、江東区はしっかりしているのだとアピールができるというのが良いと思います。1点気になるのが、2人、3人以上の複数のそういったものを採用する、しないの議論は、今まで他の自治体であったのでしょうか。そういったことを行ったことによる問題点というようなものがあるのならば、お聞かせ願いたいです。前回まで、2人という話でしたが、今日になって、新たな3人以上という情報を言われましても、この短期間でとなると、情報が少ないと思いました。3人以上というところで、他の自治体での検討のプロセスでの問題点や、あるいは、他の自治体で行っていたけれど、実はこれが駄目だったということをお聞かせ願えればと思います。それを聞いたからといって、やめようということではなくて、そこを踏み越えて、我が江東区として、できる方向に持っていけたらということでお聞きしたいと思います。

【会長】非常に鋭い指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

【参考人】御質問ありがとうございます。まさにその御質問が、これまでなぜほかの自治体がこうしたことを検討してこなかったかということをつまびらかにするものだなと思います。このパートナーシップ制度の始まりが、同性パートナーシップ制度ということで、同性同士の方々、LGBTQの方々の法律婚ができないということの代替としてという出自があったわけです。ですから、基本的には結婚のメタファーで、ある種、語られていくということになっていったわけです。それを、同性だけでなく、異性にも拡張していきましょうか、というような形で発展していつているという歴史的経緯があるわけです。そういう意味では、発想がやはり結婚のメタファーの中で制度設計されていつているというのはあるわけです。

一方で、「あたらしい家族」制度というのは、高齢者の集住という少し違うテーマの解決を、パートナーシップ制度の拡張でやりましょうというような話になりますので、観点が違ってきているのです。これがある種のイノベーションというか、特色になっているわけです。

海外では、フランスのPACSが有名ですが、当初は同性のパートナーシップ制度だったのですが、それを異性に拡張したことによって、実は法律婚以上にPACS婚のほうが増えたという制度です。ある種、PACS的な形で日本のパートナーシップも発展していくという方向性があると思うのですが、諸外国と違うのが、日本が超高齢社会で、かつ超ソロ社会になっているということです。これが、諸外国よりも日本のほうが深刻な状況なのです。

少子高齢社会を考える上で、少子化で結婚が少なくなっている、だから結婚のハードルを下げよう、パートナーシップを異性に広げていこうということが一つの良いロジックとしてあります。しかし日本の場合、もう一つ、孤独で孤立した高齢者の方々が非常に増えるという課題があります。そこを解消するために、このパートナーシップ制度を、諸外国にはないような形で発展させなくてはいけないというのが我々の、今、当たっている課題だと思っていますので、かなり新しい発想ではあります。結論ですが、なぜ自治体がこの3人を検討してこなかったかという、パートナーシップというのは結婚のメタファーだったからということです。そこを、ある種乗り越えて、結婚だけでなく新しい家族を作っていくということを江東区から始めてみたら、日本の未来を照らし出すような新しい制度の種を生み出すことができると思いま

す。自治体ができれば、今度はそれを国に提案することもできます。そういう意味では、江東区を変えるだけじゃなくて、我が国全体を変える一つのきっかけになる可能性もあるということを私は言いたいと思います。

【会長】同性のほうはどうでしょうか。

【所長】そこまで議論した自治体については、情報がありません。制度として、考え方としては大変良いことだと思いますが、あまりにも色々な課題が山積しているのではないかなという部分があります。

事務局としては、パートナーシップ・ファミリーシップを、これを来年度の4月に開始し、さらにそれを広げた制度をとというと、4月までに調整をするというのはなかなか難しいところかなというのが正直なところです。まず、この制度をつくった後で、今後の課題として検討していくべきものなのかと感じております。

【会長】最初にこのパートナーシップの話があったときに、区にとって条例は、憲法のようになんて大事なものですから、条例改正はもう少し時間をかけるべきかと思いました。来年4月と決まってしまうと、回数多くして議論すべきものを、回数的にも限られている、日程的にそれが条件としてあったものですから、皆さんに負担をかけるので大変なのかなと思いました。

やはり婚姻制度が前提になって、パートナーシップ、最初は2人が前提で進んできた話なので、3人という非常に新しい視点で、そういう考え方で家族やいろいろなことへ広げていくというのも、考え方としては興味深いなと聞いていましたが、そこまで広げて、議論を深めて、今回形としてできるかどうか、と思いました。

【委員】参考人の方に、先ほどの回答についてもう1回お聞きしたいのが、フランスのPACS婚が増えたということでしたが、フランスは、国のバックアップも日本に比べても結構いろいろあったという背景もあると思いますが、少子化、合計特殊出生率が限りなく2に近い数値になったという実績があったと思います。これについても、やはり、こういった新たな制度の影響だったのかということと、OECDの中で、少子化というものが、ほかの国でもこういったものの検討などがあるのかお伺いしたいです。これで少子化というものが、もし是正するということが出来ていけるということであれば、区としても、もし条例を作るとしたときにハレーションは大きいと思うのですけれど、そういった大義名分というか、追い風になるという方向に持っていけるのかなと思ってお聞きしましたが、いかがでしょうか。

【参考人】 今、おっしゃっていただいたとおりです。PACSを簡単に説明させてください。もはや少子高齢化は、ある種、既定路線になってしまいました。その理由としてよく言われるのが、合計特殊出生率が下がっているということです。合計結婚出生率というのは、結婚した女性が生むこどもの数ですが、これは、1970年代から大して変わっていません。では、何が変わっているかというと、女性が生むこどもの数である合計特殊出生率が、下がっているのです。これの意味していることは、結婚している女性の数が減っているから、こどもの数が減っているということです。日本の場合は、結婚と出産が分かち難く結びついているがゆえに、結婚の数が経るとそのまま出産の数が減ってしまうということになるのです。少子化の原因は、少婚化・非婚化が担っているということです。日本は、結婚しないと出産しないというふうになっていますが、諸外国ではそうではないのです。これが決定的な違いで、そこで出てくるのは、結婚以外のパートナーシップの方法という話です。ベルギーだとc o h a b i t a t i o n、オランダだとセイム・リビングス・コントラクト、そして、フランスだとPACSです。

このPACSの場合、フランスは2013年時点で合計特殊出生率が1.99ですが、この内訳を見ると、婚外子の割合が6割です。法律婚よりも、このPACS婚のほうに人気があって、PACS婚をみんな選んでいて、PACSで生まれたこどもも多いのです。つまり、結婚というハードルの高い、お互いの両家と一緒にあって、かつ、別れるときも両方の同意が必要で非常に大変だということを選ばないというカップルが増えている。むしろ、そこに対して中間的な、よりハードルの低いパートナーシップの制度を作ったがゆえに、法律婚が減ったとしても、こどもの数を減らさないで済んだということなのです。

ですから、このパートナーシップ制度が、異性婚も可能で、且つ大変使いやすく、江東区だけではなくて、全国で広がっていったということになれば、ある種、日本の少子化というのは、より緩和することができる可能性が非常にあると思います。本当は、20年前にやっておくべきだったのですけれども、今からでもやったほうが良いと思います。

これに加えて、日本の場合は超高齢社会が来て、それが独居の高齢社会だということが人口統計学的に明らかなので、それを何とかするために、20年後にやるのではなく、今、江東区から高齢者のルームシェア、集住というものを促進するということ

を仕掛ける必要があると考えます。今やるのは大変かもしれない、4月に間に合わないのかもしれませんが、けれども、5年、10年先にそれを行ったとして、どんどんその間にも高齢者、独居の高齢者が増えていきます。それを先送りすればするほど、今の少子化体制が先送りされたのと同じようなことになってしまわないかということを私は心配しています。

【委員】 大変参考になりました。

【副会長】 そもそも今回のパートナーシップの最初の段階で、江東区が他の区に先んじて作るわけではなく、後になって作るのなら、他の区より良いものを作って欲しいというのは、もう何度も申し上げました。他の真似だったら、何で最初にやらなかったかという話です。少なくとも東京都を越えるようなものは作ること自体はできるはずで、その時に、その面倒をやるかどうかという、その意思決定だけだという話です。そこに関しては、その面倒くさがどれぐらいなのかは、行政ではないので私も分かりません。でも、ハードルはそこだけです。

後は、先ほど参考人がおっしゃったように、パートナーシップそのものが結婚のメタファーというのはそのとおりですが、今回、提案されたのは、社会システムそのものをどう変えていくかという、社会福祉協議会以上のところのシステムのイノベーションで、そこに関して本来は一緒にやれるほうが良いに決まっています。それから、こどもの云々だけではなくて、結婚したことがない高齢者がこれからどんどん増えていくので、その人たち自身が助け合わないともう食べていけないという人がたくさん出てくるはずで、これは、上野千鶴子さんが20年前から言っている話で、高齢者同士で一緒に住むことになるから、私は先んじてそれをやるのだと、彼女の場合は、異性とも付き合うし、同性とも付き合うし、どちらもありです。そのとおりだと思いますし、これは別に新しいことじゃなくて、平塚らいてうとか、その時代から、力のあるお金のある女性は自分で生きてきました。

お金のある人は、例えば専門能力があれば、自分で選択肢持っているからどういう生き方でもできるのですけれど、そうではない人は、2人とか3人で寄り添って生きていかないと食べていけない状況があります。そこにどうやって具体的なメスを入れるかという話だと思います。そのときに、家というこの国の制度から脱却できない方たちにどのように進めていくかということと、そもそも行政のシステムは国家体制を維持するためのシステムであって、国民主権とか基本的人権の尊重とは違うところに

ありますので。

今回出されたのは、国民意識をいかに取り戻すかというところに焦点を当てられていると思うので、そこに関して、こういうものだということから我々が脱却できるかどうか。そのときに、手続上、色々な複雑なことがあったときに、行政の方が、今回、どこまでやれるかなというのが正直なところだと思うのですけれど、いかがでしょうか。

【総務部長】 貴重な御意見、御指摘というのは、我々も感じております。特に高齢社会の中で、そういう方たちが、どういう形できちんと安定した生活を送っていけるのか、あるいは、孤独死などの問題をどうやって防いでいくのかというのは、非常に大きな観点だと我々も感じているところでございます。このことについては、これできちんと議論は続けていかななくてはならないものだと思っております。

ただし、今回の審議会で議論していただいているのが、戸籍制度とは違う形のパートナーの方たちが、全国でなかなか安心して生活できるような状況にはないというところが大きな視点になっておりますので、ここの部分を、まずは江東区としてもきちんと取り組まなくてはならないという思いで、今回、審議会に御議論をお願いした次第でございます。まずは、こちらのほうを整理させていただいて、並行してということができかどうか分かりませんが、そうした大事な視点については、きちんと議論ができれば良いと思っております。

【委員】 今回、新しい家族という提案ありがとうございます。

法的な権利や義務が発生するものではないと、今回の資料の中にありますが、3人や4人になったときの、その相互扶助についての質問です。例えば、誰かが先に具合が悪くなって、誰かは元気という、そのときの介護、扶助負担というか義務感というのが、今回、論点として一つあるのではないかと思っております。今でも老老介護やダブルケアが問題になっていますが、その辺の、どれぐらい義務なのかということや、その解消はどうしたらよいのかなど、その議論をきちんとしていきたいと思います。そうすると、4月というのは厳しいのではないかと思います。

【参考人】 先ほどの3人以上のパートナーシップ、家族の関係について、補足させてください。他の自治体でもパートナーシップ制度の議論が行われている中で、パブリックコメントなどでは、例えば、ポリアモリーなどお互いの合意の下、同性、異性にかかわらず、複数の、2人以上でパートナーシップを結ぶ方々からのニーズなどが出てい

ると把握しています。今後、検討していくという議論にはなっているかと思います。

また、同性愛によらず、パートナーシップや家族をつくるというところでは、確かに性的な欲求を抱かないアセクシャルやノンセクシャルの方など、性愛によらずとも家族として一緒に共に暮らせるパートナーが欲しいというニーズがたくさんあるように思いますので、非常に良い意見だと思いました。

もう一つ、少し今の議論からずれてしまうかもしれませんが、先ほど参考人の方の説明にありましたPACSの中での解消は一人の届出でも良いというところに関して、今回のパートナーシップ制度でも受領証の返還の届出は一人でもよいというところが、少し気になっていました。DV、今はIPVというふうに、親密な関係性の中での暴力と言われていますけれど、性別にかかわらず親密な関係性の中での暴力のリスクは、同性パートナーの方も周囲にカミングアウトのしづらさがある中で、さらに孤立しやすいという問題もあります。ですから、暴力のリスクがあるけれどもないこととされるというようなこともあるので、その辺りも踏まえて、解消するときの返還の届出というところが、何かしら、一人でもなど、定義されるとよいのではないかと思います。

【会長】 このように自由にしてしまってもよいのか、特にこどもがいる場合に、こどもの保護などどうなるのか、などいろいろ思いました。解消に関しては、どうなっていますか。事務局、いかがでしょうか。

【所長】 解消について、まだそこまで議論はしていないのですが、法的なものではないので可能ではあるとは思いますが。ただし、そのときに、相手方にも解消がされたということを通知しないと、片方がずっとパートナーシップが続いていると思っているのは問題だと思いますので、その辺りのやり方を考えていかなければならないと思います。また、その辺について皆さんの御意見をいただきたいと思います。一人での解消も制度的には可能だとは思いますが、その喪失したときのメリットやデメリットについて多くの意見をいただくと、判断の基礎になると思いますので、お願いいたします。

【参考人】 事実的な確認です。資料2-1、4ページ目の11「区が交付する書類等の失効事由」において、「(3) 双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消したい旨を届出たとき」に、書類の失効事由になるということですが、これは解消の規定ではないのでしょうか。定められていないかのようなお話でしたが、細かいところが定まっていないということでしょうか。

【会長】一方的に解消した旨を届けばこれで失効します、という意味です。ですので、解消は自由にできます。

【参考人】ということは、比較的自由にできる、一方が解消しますと言えはできるということでもよろしいでしょうか。

【所長】規定からいくとそうなると思います。その辺りが本当にこのままで良いかどうか、今回はこれで良いのではないかという意見をいただいたので、今後、御意見をいただいた中で、そこを掘り下げて最終的な制度化にするかというところを検討していきたいと思います。

【会長】法的効力がないから、逆に言えば自由にできるのかと思います。通常、法律的な離婚というと大変です。よく言われるのが、結婚するのは簡単ですが、離婚はすごく大変で、何倍もエネルギーが必要で大変だということです。パートナーシップ制度の場合は、逆に自由にできる制度ということで良いのかと思います。後で何か問題があれば、それは法的に別に議論すれば良いし、解消理由がないから慰謝料請求するなど、そのようなこともあるかもしれませんが、そこまで区は関わりと大変ですので、解消は一方的に自由だという前提ですね。いかがでしょうか、皆さんの御意見は。

【参考人】今回、新たに加わっていただいた参考人のお二人の方の御意見もすごく心強く思いました。制度の策定について急いでいるというのが伝わってきたので、2名、取りあえず、これだけでも通してほしいと思っていたので言いませんでしたが、本当のことを言えば、2名以上というか、2名にこだわらないということです。数の規定にこだわらないということがとても重要だと思います。参考人の方からの補足もありましたが、ほかのアセクシュアルの方やポリアモリーの人にとっても、とてもニーズがあるし、実際にニーズがあるだけというよりも、そういう関係性も当然保証されてよいということだと思います。

実際に、アメリカとカナダで起きた事例ですと、恋愛関係ではないけれども、女性の高齢者2人が友達同士で暮らしていて、片方が認知症になって、もう片方が介護をしていたけれども、結婚をしていないから一方が国外追放になるなど、婚姻や恋愛に縛られていないけれども、大切な関係というものを保証しないことによるデメリットや、生活の保障が切り崩されていくというデメリットというのは、本当に現実のものなのです。そういうところもすばらしく思います。

次に、制度の概要で、「性別等にこだわらず」と何回か出てきますが、かえって気に

なってしまうところもありましたので、その点でも同意したいと思います。

その一方で、差別禁止規定等においては、性別、指向、性表現というものに基づく差別ということがありますので、パートナーシップ制度に関するところは、もう少し緩い表現でも良いと思いますが、差別禁止規定のところに関しては、ないと困ると思います。

最後に、今回の素案において、制度の対象者の要件で、「婚姻に類似するパートナーシップであること」ということが、新たに付け加わっているところですが、ここが少しもやもやするところだと思っています。やはり婚姻と同等の関係だということを保証してもらいたいという人もいると思うのですが、同時に、先ほどの友情結婚等もありますように、必ずしも恋愛や性愛に基づく結婚と一緒にではないけれども重要だという形で承認を求める、そういう方もいると思いますので、個別にそこまで書かなくても良いのではないかという気がします。これを書くという積極的な理由というのがありましたら、伺いたいと思いますし、あえてぼやかしておくというほうが、かえって、使う人たちという意味での当事者にとっては利用しやすいのではないかと考えております。

【会長】いかがでしょうか。参考人の方から性別に関して意見が出ましたが、行政の側からありますか。

【所長】この「婚姻に類似」ということについては、同等のほうがという御意見もありましたので、これについては考えていきたいと思っています。しかし、基本的にまず婚姻があり、婚姻できない同性カップルや、さらに事実婚の方、婚姻できるけれども婚姻しない方も含めるという形で、今回の制度設計の基は、婚姻に同等という形で、近い形の方々を制度として対象とするということにしています。そういうお互いに生計を共にして共に暮らしていくという形は、やはり知人関係、友人関係とはまた違う形なので、その制度にするとすると、この男女共同参画条例ではもたないです。あくまでも、男女共同参画では、ジェンダーから始まり、その中にいわゆる多様性、性の多様性も含めて、さらにパートナーシップを同性から別性までという形で広げています。そこを根本的に変えて広げていくということになると、条例を新しく作り、介護という形になると、ここの部門ではなくて、いろいろと調整も必要になっていくところがあると思います。

【参考人】男女共同参画室の仕事ではないというように聞こえたのですけれど、それは違

うのではないかなと思いました。その部門のロジックではなくて、江東区にとって、あるいは、区民や住民たちにとって最も良い制度はどういう制度であるべきか、というところが逆算して考えるべきなので、役所の部門とロジックで語るべきではないのではないかなと思います。

実際、諸外国においては、性愛を基にしないパートナーシップの在り方に向かっていっています。なぜならば、先ほどアセクシュアルということを委員の方がおっしゃいましたけれども、LGBTQ、様々な性的指向の中で、アセクシャル、性的な部分に関しては興味がなかったり、セックスはしないけれども、しかし、親密な関係を他者と結びたいという性的指向の方もいらっしゃいます。だから、セックスはないけれども、恋人やパートナーシップだということもありますから、結婚というメタファーが当てはまらなくなってきたということなのです。

それから、ある種の結婚的なものを強いることが、全ての性的指向に対してフィットしなくなっているということがあると思います。それはどんな形でも良いとどのような関係性を持ちたいかは人それぞれだということで、幅を広げて、パートナーシップの懷を広く深くしていっているのが諸外国の流れなのに、江東区は結婚に類似だからということをしていると、何周か遅れで制度をつくることになってしまいます。それはいかがなものかと思います。

そして、間に合わないというふうにおっしゃいますが、ファミリーシップ制度をやりますので、ファミリーシップ制度は、パートナーシップに加えることも大丈夫ということで、複数人オーケーということです。こどもは複数オーケーで、大人は複数駄目というのは、何か違いあるのかというのは、あまり納得できない部分があります。男女共同参画室だけで難しければ、ぜひ外部の力を使ってやっていただければ4月に間に合いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

【参考人】難しくし過ぎています。「性別等にかかわらず」や「婚姻に類似する」ということを言っているからややこしくなるのであって、多様性を包括すれば良いだけの話なのです。先ほども申し上げましたが、資料1の定義について提案いたします。

最初に、「2 制度の位置付け」ですが、「性の多様性が尊重され、価値観や生き方など、様々な違いに理解のある社会を促進し、現行法制下での婚姻が認められないパートナーの二人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるための制度として位置づける」とします。「6 手続等（1）定義」にある「パートナーシップ

とは、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約したものの関係を言う」と言ってしまえば、「3 制度の特徴」にある「①制度の対象者を同性に限定しない」や、「6 手続等（2）制度の対象者の要件」にある「婚姻に類似するパートナーシップである」というところは消せません。どんどん簡単にしていく方向で考えてはいかがでしょうか。

【会長】ほかに御意見はございますか。

【委員】私も前回、知人や友人、それこそシングルマザー同士がお互い助け合って生きていこうという関係性はパートナーシップで含まれないのか質問しましたら、友人や知人の協力関係では含まれないと言われてしまったのですが、まだ少し腑に落ちないと思っております。というのは、性の多様性が尊重され、生き方や価値観が互いに理解のある方たちが安心して暮らせる社会にしていこうという定義がある中で、実際に性愛を抱かない人がいたり、結婚ではなくて独身で一人生きていきたいという人がいるというのが事実なので、そういう人たちは、この定義で規定されているにもかかわらず、今の協力、婚姻に類似しないので駄目だというのは、少し矛盾があるのではないかと感じております。

実際、婚姻は恋愛で派生するものだけではなく、もっと打算的であったり、経済的に助け合っていこうという理性的な理由であったりしますので、婚姻の形や、婚姻とは何だろうと考えます。シングルマザー同士が助け合っていくというのは何が違うのだろうと疑問に思っていますので、皆さんはどのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

【会長】委員の方々に対する問いかけがありましたけれども、いかがでしょうか。

私の個人的な感想ですが、子どものいない友人達の間で、1人になったらどうしようかという話が出ておりまして、今までのお話を伺いながら、ファミリーシップを結びたい仲間が3人より多い場合はどうなるか、など考えさせられました。

ただし、これを制度化する上では、もっといろいろなところを考えていかなければならないということや、それはまた別問題ではないかと思っております。新しい家族について、いかがでしょうか。

【委員】本来、そもそもは戸籍上、男女で結婚ができない人たちのためにというところがスタートだったと事務局からお聞きしていたのですが、パートナーの形というものの、その拡大解釈をすれば、今後高齢化する中において、婚姻、恋愛、異性を越えた恋

愛だけではなくて、遠くにいる親戚、血縁よりも、近くにいる仲間、という考えが出てきて、その人たちが医療に関することの判断がすぐできるというのは、すごく大切で、良い制度ではないかと思います。

しかし一方で、婚姻と同等にするということは、このパートナーシップを得るとどこまでの何の権限と権利が得られるのか、そこを詳しく知りたいと思います。そこに、重要なことが隠されているのであれば、もっともっと議論を深くしなければならないかと思います。簡単に宣誓して、もうパートナーだ、駄目になったら別れます、ということに盲点があるのかないのが気にかかっています。善意の人が使ってくれば良いですが、悪意を持って何かをしようとしたときに、簡単にこのパートナーシップが結ばれることによって、何もなければ良いが、と考えました。

【参考人】また難しくしてしまっていますが、簡単にしましょう。パートナーシップ制度は、何も法的な根拠がないと最初から言われています。別に困ることはないです。江東区も、それによって何かを保護するということや、何か義務が生じるということは全くないです。2人の、あるいは、3人の4人の人間が、私たちは家族同様に仲が良いですよということを表現し、認められたカードを持っているだけなのです。それをどのように使われるかは、その後の社会が決めることで、例えば、中央区の病院に運ばれたときに、江東区のそのようなカードは知らないよ、と言われたらそれで終わりなのです。どう使われるかはその後の話で、とにかく私たちはとても仲の良い、信頼し合っている仲間ですということを、言ってあげるだけなのです。

事案ごとに、例えば私たち4人でそういう関係を結びたいです、と言われたときに考えれば良いだけであって、それを考えられる余裕を持った緩やかな多様性を包括する文言にすれば良いだけの話だと思います。

【委員】手軽に使えるということがメリットになると思うのですがけれども、同性パートナーや夫婦別姓は、いつかは法律になる、婚姻の中に吸収されることを本来は目的にしていたはずと私は理解しておりまして、今回の制度というのは、それとはまた少しニュアンスが違うもので、手軽さという非常にメリットがある反面、法的な保護、DVがあったときどうする、どのように助けてもらえるのか、急に片方が亡くなったり、けがをしたときどうなのかということが、法的なことを優先してしまうと、手軽さが抜けてしまうので、論点かと思いました。

【副会長】そもそも婚姻は民法上の話であって、それは信義誠実の原則に基づいて、

それを誠実に履行することが前提です。しかし、今回のパートナーシップは、単なる精神的な安寧しか付与できないので、それを、婚姻と同等に考えて悪用する人がいるかもしれないという話はナンセンスです。ですから、宣言して安心できるだけという話で、何も法的には有効でも何でもないのに、何かあったときにだけ刑法的なことで物を考えたりするのは、法のもともとの根拠、法原理で考えたときにおかしな話です。民法は民法だし、行政法は行政法だし、刑法は刑法なので、それぞれの根拠が違う以上、それは別で考えていかなければならないということで、婚姻に関しては、これは民法なので、本来は民法ではないということは原則です。それでどうなるかは別です。将来的にはもっとよくなればいい。今の段階では手軽にやって、それで合わなかったら解消するのはできることで、当たり前で、本来、婚姻もそうできないといけなければ、それをしてしまうと社会秩序が崩れるという国の都合です。あまり国の都合を審議会のメンバーで考えなくても良いのではないかと思います。もう少し市民の目線に立って、我々がどう生きるかを考えれば良く、行政や国の都合で議論してしまうと、我々は決定権を持ってないから審議会の意味がなくなってしまうと思います。ですから、我々はもっと規範性を持って話さなくてはいけないと考えています。

【委員】 条例を4月にということだと、参考人の方の、もっとシンプルにということであれば、逆に今度の4月にということはむしろ強みになるのではないのでしょうか。副会長のおっしゃったように、そういった悪意ということを考えないということであれば、4月にというのが間に合うし、目標にすれば良いのかと思いました。もしそれで、委員が集まらなくてはいけないというのであれば、おそらく皆さん、何とか時間調整していただけるのではないかと思います。

【会長】 ほかに御意見はありますか。

単なる宣言ではなく、やはり一定の効果は、区でもいろいろなところで認めるのではないのでしょうか。ファミリーシップやパートナーシップを取ることによって、利益を得るというか、メリットを得るというようなことです。ですから、悪用があるのかはわかりませんが、チェックするために戸籍謄本の提出など、いろいろなことが必要なのだと思います。誰でもできてしまうなど、広がってしまうと悪用があるかもしれません。その意味で、ある程度の規制は仕方がないと考えます。

【委員】 パートナーシップの制度を実施するあたり、4月施行ということですが、先送りしないで4月までに何とか救えないかと思っています。人口統計の話や、今年

の合計特殊出生率が2005年と同等の低い水準になったということは、ニュースで理解しております。少子高齢化が進むということに対しても、非常に独居家族が増えるということに対しても、自分のことのように感じております。他人事ではなく、現役世代と言いますか、少子高齢化に関しても早急に対応していくことが必要だと身をもって感じております。ですから、来年の4月に間に合うような形でできることを進めていけないと感じております。

【会長】皆さん、本日は言い足りない意見などたくさんあると思いますが、申し訳ありませんが時間が迫っております。本日の皆さんの議論を踏まえて、賛成でも反対でも結構ですので、意見シートで意見を寄せていただきたいと思います。議題1については、これで終了とさせていただきたいと思います。

「議題2 その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

3. 議事2 その他

【所長】「議題 2」の前に、副会長よりパートナーシップの解消の件についてどうなったのか、確認がありましたのでご説明いたします。解消につきましては、本区の基本的な素案では、提出をすれば解消できるという形でしたが、本日の皆様の御意見を踏まえまして、基本的には1人でも解消できるような形になろうかとは思いますが、再度整理をしまして、次回のときまでに御回答させていただきたいと思います。

それから、先ほども申しましたように、今回の案にいただいた御意見と、これから期日までにいただいた御意見等については、それを整理しまして、次の答申案のほうに、パブリックコメントの意見も踏まえて整理したいと思います。

パブリックコメントについては、もう11月から既に広報のほうが始まりますので、今日、最初に提示しております制度にてパブリックコメントをいただいて、パブリックコメントの御意見、それから、本日いただいた御指摘や御意見と、今後にいただく御意見シート等を整理して、答申案として次回にお示しする予定でございます。

その他のほうは、事務局からは2点です。まず、今、申しました意見シートについてですけれども、お配りしておりますので、こちらについては、発言し切れなかった点等につきまして、9月29日金曜日までに御提出願えればと思います。開催通知のメールにも書式は添付してありますので、そちらを御利用いただいても結構です。

次に、審議会の今後の日程ですけれども、次回、第8回審議会は11月17日の金

曜日に、深川第二中学校へ出前授業の見学を予定しております。集合を１３時３０分頃、解散を１６時頃と予定しております。

次の第９回審議会ですけれども、これは１月２２日月曜日に、本日と同じ１０時から、この会議室で予定しております。この第９回の審議会に答申案を提出させていただく予定としております。詳細が決まり次第、またメールのほうで御連絡します。事務局からは以上となります。

【会長】次は施設見学会だから議論はないですが、１月２２日に、パブリックコメントなどを入れた答申案を作って、さらに皆さんの意見はそこで入れることはいかがでしょうか。

【所長】基本的にはそれで答申をしたいと思いますが、当然、御意見があったところの調整については、微調整であれば、また事務局と会長のほうで調整をさせていただきたいというような形になる可能性があります。ただ、その内容によりけりなのと、１月２２日なので、それ以降、皆さんにお集まりいただくのができるかどうかというのは少し微妙なところです。基本的には次回出すものを答申案として、区長に報告いたしたいと思っております。

４．閉 会

【会長】では、日にちが迫っていますが、９月２９日までに何かあれば、ぜひ事務局のほうに寄せるようによろしくお願いします。

今日の予定は以上のとおりですが、本当に長い時間で、少し時間オーバーしてしまいましたが、本日の審議会は、これにて閉会したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —